

病児保育室かめさん 利用規約兼同意書

平成29年3月1日施行

第1条 (名称及び管理、運営)

本保育名称を「病児保育室かめさん」(以下、本保育室)とし、管理、運営は小児科佐藤医院(以下、当院)が行う。

第2条 (所在地)

本保育室は群馬県高崎市柳川町4番地に置く。

第3条 (目的)

病児期または病気回復期であり集団保育の困難な児童を一時的に預かる業務を行うことにより、地域の育児支援を目的とする。

第4条 (看護保育の方針)

小児科医、看護師、保育士がチームとなり、病気の児童の看護、保育にあたり、身体、精神両面のケアを施し、リラックスできて楽しく安全に過ごせるよう配慮する。

第5条 (病児・病後児保育の対象)

1. 利用対象は生後1歳から小学6年生までの児童で、病気または病気の回復期であることから、保育園等での集団生活が困難、かつその保護者がやむを得ない事由で、家庭で育児が困難な場合とする。
2. 感染力、重症度の観点から、麻疹、重篤な食物アレルギーの児童は対象から外す。

第6条 (利用方法)

1. 利用時間は次のとおりとする。
月・火・水・木・金：午前8:30～午後5:30
(休室日：土・日曜日、祝祭日、当院休診日)
2. 利用登録は初回のみ、事前に、または利用日当日、当院にて「利用登録申込書」「利用規約兼同意書」を提出して行う。(1年ごとの更新を行う。)
3. 予約は次のとおりとする。
 - ① 利用日前日の本保育室開室中に本保育室への電話にて予約を受け付ける。その際本保育室での部屋決めのため、医師の診断による病名がわかっていることが必要である。
 - ② 利用日当日の予約は、部屋の余裕があるときに限り受け付ける。
 - ③ 当日利用が不要になった場合は、当日の午前8:15までにキャンセルを留守番電話に録音をする。
※キャンセルの電話が午前8:15を過ぎた場合は¥500のキャンセル料が発生する。
4. 利用時提出書類は次のとおりとする。
「利用申込・病状連絡票」は保護者が記入し、「診療情報提供書」は医師に記入してもらい、利用日当日に必ず本保育室に提出する。
5. 病状の変化したときの対応について。
本保育室が、当院もしくは主治医の診療を必要と判断した場合は、保護者は連絡を受けた後すみやかに対応すること。ただしけいれんなど病状を緊急と判断した場合は、保護者への連絡前に医療行為を含めた応急対応をする場合がある。

6. インフルエンザが疑われる場合など、部屋決めや感染対策として、必要に応じ医師の判断で当院にて検査を行うことがある。

第7条 (利用料金等)

1. 基本料金は、1日あたり2000円、4時間まで1000円とする。
2. おむつなどの必要な身の周りの物は各自で用意すること。また、用意したものに不足が生じ、やむを得ず本保育室が調達したものについては別途費用を支払う。
3. お迎えが午後5:30を過ぎた場合は追加料金500円とする。
4. 延長保育は行わない。

第8条 (料金支払い方法)

利用料金は退室時に精算する。別途生じた費用も退室時に精算する。

第9条 (保障制度)

本保育室を利用するにあたり、万一事故等が発生した場合、保険適用範囲内において補償を受けることができる。但し、病状悪化等、本保育室の責に帰すことができない事由による事故等の場合はこの限りではない。

第10条 (利用制限)

次の各号のいずれかに該当する場合は保育の途中に関わらず利用を制限し、また受け入れを拒否する場合がある。

- ① 児童の病状により、保育が不適切と医師が判断したとき。
- ② インフルエンザ等感染症の流行により保育室内感染の危険性が高いとき。
- ③ 気象警報等が発令されたとき。
- ④ 当院の診察または本保育室の保育方法に同意しないとき。
- ⑤ 本利用規約に従わないとき。

第11条 (保護者の義務)

1. 児童の保護者は本保育室に対して、本保育室の求めに従い保育に必要な情報を提供しなければならない。
2. 児童の保護者は、本保育室を利用する間、「利用登録申込書」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。

第12条 (規約の変更)

本規約の変更は当院が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

以上、規約の内容を理解、承認したうえで利用登録申請をします。

平成 年 月 日

保護者署名欄 _____ 印